よくある質問（未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付）

質問内容	回答
Ｑ１　正社員として就労しないと貸付は受けられないですか。	週 20 時間以上勤務している人が対象となりますので、正規、非正規などの雇用形態は問いません。
Ｑ２　週 20 時間以上とはどういうことですか。	休暇等を含めて、年間の勤務自体が実態として「週 20 時間以上」確保されている状態です。例えば、5 時間勤務であれば 4 日以上、4 時間勤務なら 5 日以上など、月の出勤日数や 1 日の労働時間数に制限がありませんが、実態として週 20 時間以上が確保されていることが必要です。また、雇用保険に加入されていることが必要です。※雇用保険は、週 20 時間以上働く場合に必ず事業主（勤務先）が加入手続きをしなければいけないもので、退職した際に失業給付を受けられるための制度です。
Ｑ３　保育料の一部貸付と就職準備金は同時に申請できますか。	双方の貸付の条件を満たしていれば、同時に申請可能です。ただし、期日内に申請してください。
Ｑ４　保育料とは具体的に何を指しますか。	各市町が発行する「保育料決定通知書」や「利用者負担額決定書」に記載の額になります。 企業主導型保育事業等、直接契約の場合は、契約書に記載されている額となります。
Ｑ５　子どもが幼稚園に通っているのですが、貸付の対象になりますか。	預かり保育を常時実施している園または、認定こども園に移行予定の園が対象になります。 幼稚園の場合は、給食代や送迎代などは対象にはならず、保育料の部分のみの対象となります。
Ｑ６　子どもの預け先はどこが対象ですか。	認可保育所、認定こども園（全ての類型）、幼稚園（常時預かり保育を実施）、市町村の認可を受けた小規模保育所・事業所内保育事業・家庭的保育事業、認可外保育施設のうち宝塚市の「指定保育所」、川西市の「地域保育園」、児童育成協会から助成を受けている企業主導型保育事業が当てはまります。企業主導型保育事業の助成を受けていない、認可外保育施設は対象外です。
Ｑ７　就職先や子どもの預け入れ先の企業主導型保育所が対象になるかどのようにしたら分かりますか。	公益社団法人児童育成協会のホームページ（https://www.kigyounaihoiku.jp/）から検索が可能です。掲載されていない施設につきましては、各施設の施設長等にご自身で確認を取ってください。確認が取れない場合は申請いただけませんので、ご注意ください。
Ｑ８　神戸市に住んでいて、子どもは神戸市の保育園に入所し、就業先は、明石市内の園の場合、兵庫県保育協会に申請したらいいですか。	はい、兵庫県保育協会へ申請してください。神戸市内の園に就職される場合は、神戸市私立保育園連盟（TEL：078-361-3889）へお問合せください。
Ｑ９　子どもが 2 人（複数）いて、上の子どもは前から保育園に預けていて、今回 2 人目を預けます。その場合保育料の申請ができるのは、2 人目だけですか。	そのとおりです。復帰とともに預けた子どもの保育料が対象になります。
Q10　復帰とともに第 1 子は保育所に預けているが、第 2 子はまだ小さいので身内や一時預かりを利用し、数か月先に入園させようと考えています。どのように申請したらよいですか。	保育所を利用してる第 1 子の保育料の申請は可能ですが、保育所を利用していない第 2 子が数か月後に利用する保育料の申請はできません。ただし、保育所の利用を申し込んでも「空きがない」など定数上の理由から、利用が困難な場合で市町が発行する保育所利用不承認の通知が届いてる場合は、ご相談ください。
Q11　月半ばで産休明けで復帰するが、申請する月はいつからしたらよいですか。	就職・復帰した月分から申請してください。
Q12　貸付途中で保育料が変更となった場合、	はい、変更になります。保育料変更が分かる書類（市

貸付額は変更されますか。	町が発行した利用者負担額決定通知等）と保育料変更届（様式１８）を１か月以内に送付してください。
Q13　保育料の決定通知書が 2 通届きました。どの様に申請書に記載したら良いか。（例：4 月の 1 か月分と 5 月以降等）	保育料を記入する欄に、上段に 4 月の 1 か月分下段に 5 月以降の保育料を記入してください。
Q14　保育士証の氏名が結婚したため変わりましたが、まだ手元に新しい保育士証が届いていません。どうしたら良いか。	申請段階で、新姓の保育士証が手元にない場合は、旧姓の保育士証のコピーを提出していただき、旧姓の保育士証の空白部分に「申請中」と記載してください。必ず申請手続きを行ってください。 新姓の保育士証が届き次第コピーを提出してください。 確認が取れるまで貸付金の交付はできません。
Q15　市から届いた利用者負担額決定書（保育料の変更通知）には、8 月分までしか記載がありません。8 月分までを記入して申請したらいいですか。	いいえ。8 月分までの記載しかなかったとしても、借入希望期間（最大 12 箇月）を概算で計算して記入してください。 9 月以降の利用者負担額決定通知書が届き次第、保育料変更届（様式 18）を提出してください。
Q16　貸付金の振込先を申請者以外にしたいのですが、可能ですか。	貸付金の振込先は、申請者（ご本人）の口座とさせていただきます。口座をお持ちでない場合は、口座を開設していただき、手続きを行ってください。 なお、イオン銀行やセブン銀行等実店舗のないネット銀行の口座は取扱いできません。
Q17　借用証書に貼る収入印紙はどこで購入できますか。	郵便局の窓口や、コンビニエンスストアで購入できます。コンビニエンスストアで、200 円の収入印紙しか取扱いがない店舗の場合は、200 円の収入印紙を複数枚購入するなどして対応してください。
Q18　保育料の一部貸付の入金はいつですか。	交付（口座への入金）は、貸付決定期間の保育料が確定してからになります。 貸付額の決定には、保育料変更届及び利用者負担額決定通知のコピーの提出が必要です。提出がない場合は、交付手続きを行うことができませんのでご注意ください。
Q19　就職・復職してから 1 年の間に産休・育休を取得することになってしまいました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職または復帰後２年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 なお、保育料の貸付金額が変わるので借用証書の変更手続きが必要になります。速やかに県保育協会へご連絡ください。 また、産休・育児休業期間の保育料は貸付できませんので、交付後に休業を取得したことが判明した場合は、多く交付している貸付金を返金していただく必要があります。
Q20　就職・復職してから 1 年経過後 2 年の間に産休・育休を取得することになりました。どうしたらよいですか。	この貸付制度は原則として、就職または復帰後 2 年間保育士等業務に従事する方を対象としていますので、業務従事が可能かどうか、貸付を申請する前に、ご家族とよく相談してください。 万が一、貸付猶予期間中に産休・育児休業を取得することになった場合、速やかに県保育協会へご連絡のうえ、保育所等退職等届及び業務従事期間証明書を提出してください。 また、産休・育児休業から復帰された場合は、保育所等復職届を提出してください。

	なお、産休・育児休業期間は業務従事期間に含めることができませんので、免除の期間が延長されます。 産休中に退職した場合は、全額返還が必要です。
Q21　貸付を受けた後に、転職することは可能ですか。	転職は可能です。ただし、引き続き2年間保育士としての業務に従事する必要がありますので、1か月以内に貸付対象となる別の保育所等に転職していることが条件となります。 なお、貸付対象外の施設に転職した場合は、全額返還となります。
Q22　貸付を受けた後に、1年3ヶ月働いて自己都合で就業先を退職しました。その後保育士としては就業していません。その場合は、貸付を受けたお金は返還しなければいけませんか。	全額免除になる条件は、2年間継続して保育士としての業務に従事することですので、2年の期間を全うせずに退職した場合は、貸し付けている全額を返還していただく必要があります。 なお、退職したことを兵庫県保育協会へ報告していない場合や、必要書類を提出していない場合は、一括で返還していただきます。 また、返還事由が生じた日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。
Q23　週に20時間以上勤務できていない場合はどうなりますか。	園のシフトの都合や、お子様の急病等で1か月程度週に20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合は、業務従事期間を 1 か月延長することで対応しますが、連続して何か月にも渡り週に20時間以上（月80時間以上）を満たしていない場合には、貸付対象者の要件には当てはまりませんので、審査会で審査を行い、場合によっては全額返還していただくことになります。
Q24　申請時は週20時間以上で雇用契約を結んでいましたが、2年目更新した際に週20時間以上の勤務が出来なくなった場合はどうなりますか。	この事業は、継続して2年間、週20時間以上勤務してもらうことを要件としていますので、2年目に更新した段階で要件を満たさなくなった場合は、契約は解除され、満たしていない期間の貸付額を返還してもらうことになります。
Q25　就職・復職して貸付を受けている間に第二子を妊娠したため退職した場合はどうなりますか。	現在就業している施設を退職した場合は、理由が妊娠したためであっても、その後保育士として就業することが確約できないため、全額返還してもらうことになります。ただし、現在就業している施設に在籍した状態で産休・育児休業を取得する場合は、産休・育児休業期間明けに保育士として就業することが見込めるため、その期間の返還を猶予することができます。 なお、1年以上就業した場合で、雇用条件の関係で産休・育児休業が取得できない場合は、ご相談ください。
Q26　以前、この制度を利用し第一子の保育料の一部貸付を受けていました。今回第二子の復帰に当たり、この制度を利用することはできますか。	はい、復帰と同時に第二子が保育所等に入所した場合は、利用可能です。
Q27　借用証書等の書類を提出しましたが、振込がありません。いつ振り込まれるのでしょうか。	6頁に記載のとおり、保育料変更届または保育料実績額報告書の提出がない限り、お振込みの手続きに入ることはできません。保育料変更届または保育料実績額報告書を提出ください。